

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせた主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
1	目的等		・この条例は、 <b>住民自治</b> のさらなる拡大を目指す。	・住民自治=地方行政に住民の意思が反映される、住民が地方行政にガバナンスする、住民が地方行政をコントロールする ・住民自治とは「住民が自らの責任でやる」という意味ではない。		憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。	ID1: 前文に使うとすれば、主旨・意思がもっと網羅的に書かれるべきでは。住民自治だけでは足りない。  ID1: 人任せではなく:自分たちが一歩踏み出すニュアンスが加わると良い。	
2		今までの高森町の町民参加のまちづくりの土壌、その蓄積を大切にす。		・よいものは継承する				
3		誇りを持って後世につなげていく地方自治、そして自立・自律の地域経営の確立を目指す。	・「まちづくり」の活動や、地域の行事やお金の動かし方などを、これからの子どもたちにも自信を持って伝えていける、そのような町を作るための条例です。	・今までの取組 ・今の取組 ・誇りの醸成 ・自信を持って伝えていく →こういう条例				
4		町民が高森町に住むことに対して誇りを持つための一助になる条例。	・この条例は、いろんな考えを持った人がいるということをわかりあい、違いを乗り越えて、気持ちや思いがカタチするためのものです。	・違いを乗り越えて、共通の価値を見出す ・形になるような仕組みを作る				
5		楽しさ、元気、やりがい、そして誇りの醸成。昔からいる人も新しく来た人も、男性も女性も、老人も子どもも、町政に参加できる。その保険(保障)となるのが、この条例。	・まちづくりには、町長と議会、役場の職員だけではなく、みなさんお一人お一人や、自治組織をはじめ、いろんなグループや団体がつながることが大切です。	・創発＝三人よれば文殊の知恵 ・1+1→3 ・役割分担、見える化、効率化 →効率点を意識すぎると、数だけの論理になりそうな気がします。あくまでも住民から見て、その結果として仕事の効率化が必要という、目的→手段の関係で見るべきだと思います。				
6		老若男女、それぞれの視点で理解、納得できる条例。	そのためには、「私たちはここまでは自分で決めて責任を持ってできます！」ということをお知らせすることが大切です。そのための条例になります。					ID6: 地域の自治体(自治会?)に参加していない町民が20%あり、こうした住民をどのように位置づけるのか。
7		町民ひとりひとりの力が発揮でき、しかもそれがつながる。	・手に手をとって町全体の幸せを大きくしていくことを目指すことです。					
8		多様なものがある、それが大事。それをつなげていく。						
9		変えていくべきもの、変えてはいけないもの、そして後世へ伝えていく、つなげていくものがある。	※住民参加の機会を拡大 ※主体は住民！					
10		ほかの町はほかの町の条例、高森は高森の条例を！	※条文には入れないが、上記のことを進めていけば「高森町」としての条例になる！					
11		施行後も「活かした(生きた)条例」「成長可能な条例」。	※後述する「見直し条項へ」					
12		さらにこれからの地方分権や少子高齢化の時代に対応する。	・後述する「見直し条項へ」。いわゆる環境の変化に対応できるように常に最適化する					
13								

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせたい主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
14		定義:町民	町民とは町に住んでいる人だけではなく、高森町にある会社に勤めている人、学校に通っている人、土地や建物を持っている人も含めています。				ID14定義:町、子ども、コミュニティなど、もう少し明確にする必要がある。	
15		定義:町長		・町＝高森町OR役場？ ・執行機関？(法令用語？)				
16		定義:コミュニティ	高森町にあるコミュニティとは、自治組織のような地域でつながるようなグループをはじめ、高森町が抱えている課題を一緒に解決しようとする同じ目標をもったグループなどを言います。	<北九州市より> コミュニティの本来の意味 ・一定の地域社会に居住 ・共属意識を持った人々の集団 ・その根底にある地域社会も含む →ただし、まちづくりにおいて重要な役割を果たす様々な団体と定義している →具体的には「自治組織」「NPO法人」「市民が共生する地域社会の実現」を目指している団体なら、「その他に類する団体」としてコミュニティを広い意味で定義しています。	・あまりにも多様な形態をコミュニティでくくることは要検討(公益性？公共性？)		ID16:目的、見ている方向は同じ、だが手段は多様でよい(強みを活かす)  ID16:コミュニティについて。目的が大切ということを明確に。入り方・参加の仕方にも多様性がある。小さい規模、身近な取り組みでもOK。	
17	定義等	定義:地域経営 →ご近所・地区・区から町までの範囲 経営 →まちを動かしていくこと →持続的によくなること	・地域 →ご近所・地区・区から町までの範囲 経営 →まちを動かしていくこと →持続的によくなること	経営の定義(担当者:定義) ・持続性 ・創造性 ・成長性 地域の範囲 ・ご近所～地区～区～町までの範囲  担当者考え →行政の経営だけではなく、各種団体の経営や営みが全て合わさって「高森町を経営している」ととらえる。それが地域経営の定義としている。 →だからこそ町民は、町内のどのコミュニティにも参加する権利があるとしている。	・地域経営の考え方はこれでOKか？		ID17:自治体経営と地域経営があり、どちらに視点を置くべきなのか？地域経営となると広範囲になると思うが…  ID17:地域経営の最も重要な一面は、地域産業の活性化と生産性の向上と思われる。財政的な基盤の上に立ち、住民の幸せを考えることも大切だ。住民福祉の増進は地域経営の一部であり、それが目的として目指すものかは、わからない。	
18		定義:高森人	自らの地域を知ることが、郷土愛や誇りを育てます。また、これからのまちづくりとは、人と人がつながることが重要になります。高森人とは、そのような郷土愛や誇りを持ち、人と人がつながりお互いを認め合う町民のことを言います。	・積極的に高森に住んでる ・高森町が好き ・高森町を何とかしようと考えている	・人材育成の部分を、10/17ワークショップより「高森人」という定義に置き換え表現。これはどうか？		ID18:条例にこうした意味を持つ枠組みを作るべきではないと思う。条例以外の解説書などで表現すべきではないか？全ての人が同じ気持ちになり、条例を規範として生きることには無理がある。  ID18:「高森人」をあまり強く出し帰属意識を持たせすぎるとマイナス面も出てくる。  ID18:高森に住む人としての誇り。強くなりすぎず上手に使っていく。  ID18:「誇り」まで行かなくても「高森を好き」「好きであってほしい」ぐらいで良いのでは？  ID18:高森町の人的資源が把握できるとよい(検定)。	

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせたい主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
19	基本原則	「情報の共有」町の中のあらゆる情報を、あらゆる人が共有できるように【情報共有の原則】	まちを動かしていく(地域経営、自治、町民参加)ためには、まちを動かしていくことについての情報(今、高森町ではどんな問題があるのかな?何に困っているのかな?お金はどのように使われているのかな?どんな団体やグループがあるのかな?など)を、町民全員が知っていて、しかも使えるようにすることが一番の大切なことなのです。				ID19:これは重要なことと考えます。情報の開示については住民の成熟度にあわせて進めるべきと思う。何でもかんでもあけっぴろにすればよいと思わない。	
20		「地域経営への参加」【地域経営への参加原則】	町民の皆さんが「まちを動かしていく」主人公であり、ひとりひとりに、まちを動かしていく権利があります。	※義務・役割については現段階では共通理解が得難いので、権利のみの表記とする。			ID21:町民は地域経営への主体との意味は理解できるが、住民は議会や職員に付託しているわけだから、あまり主体を誇張すると住民意識と遊離してしまうのではないか。	
21		「自ら学ぶ、人を育てる」人材(財)の育成、活用、発掘【高森人の育成原則】	わたしたち町民は高森町のことを勉強して、いろいろな考え方を認め、その中で自分の知らなかった考え方や物事を知って、「高森町に住んでいてよかったなあ」と思える「高森人」をめざし、また一緒に育てていきます。	・高森人の定義:家庭との定義は?→町民憲章との絡み			ID21:高森の住民はほかの自治体と違った人々を育てようとしているのか。こうした面での強調は反発を招くのではないか。住民にはあるがままでよいとの意識はだめなのか。 ID21:社会力を育てるという視点はどうか?地域で人を育て社会全体が良くなっていくことが大切。異文化、多様性、違いを認める寛容さ、柔軟さ。 ID21:「高森人」と町民の違いは?妙な議論にならないか?	
22	(自治組織や町へ)意見を言う権利	住民の知る権利:町民の皆さんは「まちを動かしていく」ための情報を取り、そして使うための権利を持っています。						
23	(自治組織や町へ)発言したからには責任も発生(行動を起こす、努力する)	わたしたち町民は、町を動かす主人公であることを自覚し、それに責任をもって発言や行動をします。	・努力規定にするか? ・何を以って責任を持つ、ということになるのか? ・前向きに、本気であってほしいという気持ちを醸成 ・責任を持った行動・発言という表現→ニセコも同様の条項有り。その責任の意味は「まちづくりの議論を進めることが前提」として、「私的な利害関係にとられない総合的な視点を持つこと」「町民に主権があり、まちづくりの担い手の主体であることの自覚すること」「主体的に関わることが、住民自治や権利の拡充につながる」としている。すなわち「町長や議員を選挙で選んで、あとは任せた」という白紙委任では、住民自治は発展しないとしている。 →一方で、ニセコは「町民はまちづくりへの参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない」と明記しています。	※町民の責務として入れるかどうか?		ID23:疑問。憲法で認められた表現の自由とか難しい問題を起こすのではないか。表現を工夫する必要がある。 ID23:不参加・参加で差別されない条文は必須(ニセコの事例) ID23:町民の責任を入れるか否か⇒重要な議論のポイント⇒町民の皆さんに問うてみたい ID23:自己責任、という表記は「やるな」「言うな」と言っているのと同じではないか⇒町が責任をとるような形はとれないか?		
24	情報	自治組織:公式な場から意見を入手(制度や仕組み)	※コミュニティの責務へ	※自治組織を含むコミュニティの情報開示や意見集約の仕方を義務付け(努力規定含む)たりすることは、要検討。	※自治組織などコミュニティの責務を入れるか?		ID28:職員のみならず、町民みんなが入手できるように(日頃から、小さな声にも意識を持つ)	
25		自治組織:非公式な場から意見を入手(雑談などから)						
26		役場・自治組織:女性や若い世代の意見も尊重						
27		役場:公式な場から意見を入手(制度や仕組み)※懇談会等、パブリックコメント、アンケート等						
28		役場:非公式な場から意見を入手(職員が日頃から意識する)						
29	フィードバック(誰が、いつ、何に対して、どのように答えたか)の責任、制度、仕組みづくり	役場は、町民から意見やアイデアなどがあつたときは、そのことについて「できる・できない」を明らかにして、その理由や進め方をできるだけ早く説明しなければなりません。		※手続き規定が必須			ID29~30:意志決定過程を追跡できる、透明化、見えるように	

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせたい主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
30		フィードバック(出された意見に対して、どこまでできるのか、できないのか)						
31		コーディネーター、ファシリテーターの養成(職員、町民に対して)	※職員の項目へ					
32		地域課題や町の将来像の共有に努める	※職員の項目へ					
33		自ら取りにいく意識	※情報の項目へ					
34		一人一人が、町の情報の発信者に	わたしたち町民は、高森町のいいところ、素晴らしいところを町の中、そして外へ伝えていくように努力します。	・みんなに知ってほしいことは、回りにも伝えます ・高森人の定義とするのはどうか？				
35		住民視点の発信(ニーズの把握)	→町は、個人の権利利益が侵害されることがないよう、個人情報の収集、利用、提供、適正管理等について、必要な措置を講じなければならない。(ニセコを参考)	・ファシリテーションの技術なども含むが、合意形成促進までは別項目か？不要か？ →職員の義務として「職員自身も、また町民の皆さんと一緒にF技術を身につけましょう」みたいな感じはどうか？			ID35～36:ファシリテーション技術などは条文に入れるには細かい話ではないか？	
36		時代や世代に合わせて手法(媒体など含む)も変化させる意識・覚悟						
37		新鮮な情報(タイムリー、リアルタイム)の発						
38		「いつでも、どこでも、誰でも」情報が入手できるように(技術、場の創設)						
39		「分かりやすさ」「透明性」						
40		情報や人をつなげる仕組み(制度や場の創設)		・情報共有のための行政の管理手法の規定が必要(わかりやすい、とりやすい)ID34～ →「行政は、町の情報を適切に管理し、				

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせたい主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
41	情報	町民が町政等について学習する機会の創設	役場は、町政への参加の方法や仕組み・技術などをわかりやすく整理整頓して、町民に参加してもらいやすくなるように努力をします。	・町政(地域経営?)の理解・普及に努める規定(学習機会の創出含む)※高森人の育成とは別意味			ID41:同意。本年度のまちづくり懇談会は昨年より100名程度少なくなりました。全町民の5%に満たない人たちが参加しない現状を見ると、条例に載せても説得力が見えてこないのではないかと心配する。  ID48:女性の参加→参加することが目的ではない。子どもの面倒など参加できる環境づくり、その克服こそが大切であり条文に入れるべきではないか?	
42		徹底的な公開						
43		上記のそれぞれの段階へ参加する権利						
44		人(他人、自治組織、行政)任せにしない						
45		意見も言うが、きちんと参加もする						
46		手法ごとに目的を明らかに(説明会なのか意見交換会なのか)						
47		町民、構成員が町政へ参加できる機会の創出(町:まち懇、各種懇談会など)						
48		女性の役員登用						
49		多種多様な人・団体が参加できる仕組みづくり						
50		その機会の創出も、時代の変化や世代に合わせて、変えていく勇気・覚悟						
51	住民の参加	子どもの参加(町:みらい★議会など)	高森の子どもたちは、これからのまちを動かしていく主人公になります。そして大人にはない夢いっぱい思いや考え方、そしてハッとするような目を持っています。高森の子どもたちは、このような素晴らしいところを活かすために、まちを動かしていくことに参加する権利を持っています。	・より子どもの意見を積極的に取り入れていきます、というような表現  ※そもそも成人には参政権がある	・女性、若者も特だしても良いのではないか?→これは特だしの方向で ・世代に応じた工夫を・・・という表現もあり?		ID51:こどもの意見⇒カタチになると自信になる。町政への参加権の年齢を引き下げたりできると良い  ID51:子供を育てるのは大人の義務。子どもたちからも大人は学ぶ。子どもの視点かや完成を学ぶ、活かせるような内容があると良い。  ID51:こどもの参加は良いこと。でも子どもの言葉を理解できる大人が必要。	
52		人任せにしない、自ら学ぶ姿勢	※高森人の項目へ					
53		(行政も自治組織も、そしてひとりひとりも)地域を担う人材(財)との自覚	わたしたち町民は、歴史文化や教育、経済そしてスポーツなどの活動を通じて、積極的に町外の人たちとつながり、そこからわかったことや体験したことを、高森町を動かしていくことに使うように努力します。	※高森人の定義が広域連携のページ?				
54		外部との交流(他自治体、異業種、異世代の交流)						
55		外に出て町の現状に気付く学び						
56		町政に関心が持てるような学び→地域に感謝する、町を好きになる						
57		町(町政、歴史、文化、自然など)のことにしてもっと知るべき						
58		情報や人をつなげる仕組み(制度や場の創設)	※情報の項目へ					
59	町民、コミュニティの役割	高森町に住む地域住民として、人を思いやり、家庭を大切に、地域に感謝し、町を愛	・わたしたち町民は、町の中にある多くのコミュニティのメンバーであり、だからこそ、そのコミュニティに入り、一緒に活動し、町をもっと良くしようと努力します。 ・どのコミュニティも、人と人が手を取り合うキッカケづくりをして、相手を思いやる心や、一緒に活動する気持ちを創り上げられるように努力します。	・検討が必須の内容なので、目的を付与・明らかにした上で、国の基本法のように「●年後までに定める努力規定」のような内容はどうか?  ・自治組織などのコミュニティについては、そもそも自治基本条例に入れるべきではないという意見・学説もある(ただし、報告書の内容を見てわかるように、「改善が不要」という意味ではない。条例に載ろうが載るまいが、今のままでは自治組織離れがますます進むのではないかと、というのが委員の皆さんの共通意見⇒自治組織の改革が必要という意見  ・しかも高森町として「自治組織」は最重要かつ最大のコミュニティであり、地域経営の担い手である。⇒議論必要(2年前の大杉先生との懇談会でも、「高森町の自治会の在り方については自治基本条例の動きとは別に考えるべき」とのアドバイスを頂いています。)	・そもそもコミュニティや自治組織の目的やあるべき姿を明確にしてから、再議論。 →つまり「この条例の目的を達成するために、多様な地域経営の主体が力を発揮できるように、町は必要に応じて適切な支援を行うものとする」のような規定を明確にすることはできない。ただしコミュニティが存在しているのは間違いないので、コミュニティの定義だけ明らかにすれば、今回は良いのではないか?		ID59:自治組織(例えば新田地区)とコミュニティ団体を同じ枠の中でくくるのはやめるべきではないか。自治組織は小さくとも住民の選挙で組織され、報酬を得ながら仕事として活動を行っている。おのずと個人的な判断ではなく組織として目的を持って動かざるを得ない。  ID59~:高森町の自治会の在り方は自治基本条例の動きとは別、との考え方は賛成できない。逆に基本条例の中で大きな役割を担うべきと思う。  ID59:コミュニティの目的をよりわかりやすく。暮らしやすい  ID59:コミュニティ=相互扶助、セーフティネットなどという視点をもっと強調されるべき。  ID59:コミュニティへの参加促進は、先ほどの参加・不参加による差別をしないというところの矛盾するのではないか  ID59~81:それぞれの主体の義務・役割を平均化することは大切。例えば自治会間で費用負担10倍などの差があるのは果たしてよいのか?行政のコントロールは必要ではないか?	
60		できる事は、自ら考え、自ら行動→主体性、主体的な思考・行動						
61		地域活動、町政への参加の権利、責任						
62		相互理解と協力の意識の醸成						
63		どのコミュニティも、コミュニケーションの場の創出に努める						
64		町民一人一人のできる事、強みや得意なことが活かせる仕組みづくり						
65		仲間づくり、絆づくり、人づくり(人材育成)						
66		地域への感謝の気持ちを育てる						
67		情報の開示(規約、予算、加入金など)						
68		合意形成や意見を集約する仕組みづくり、明文化						
69		他団体との交流(自治組織同士、他自治体との自治組織、まちづくり団体、企業などと)						
70		地域の代表機関としての自覚・責任						
71		どの単位の組織(隣組、常会、地区、区)も、コミュニケーションの場の創出に努める						
72		自治組織の存在の意義、活動の目的の明確化、その協議の場、情報公開、情報発信						
73		時代の変化への対応、柔軟性(運営方法、ビジョン、ルールなど)						



ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせたい主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
88	町長の役割	町全体ビジョン、将来像、どんな町にしたいのかの明確化、そして説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長は、選挙で選ばれます。これは、町民の皆さんから信頼され、町の代表としての仕事などを任されていることとなります。</li> <li>・町長は法律などによって大きな力を持つこととなります。だからこそ、その力の大きさやその大切さをいつも考え、この条例を守らなければなりません。</li> <li>・そのために、これからも一層、町民の気持ちや想いを聞く機会、町民の皆さんが参加する機会を大きくしていかなければなりません。</li> <li>・それにしっかり応えるためにも、高森町が目指す姿を明らかにしなくてはなりません。⇒行政経営へ入れるか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例の遵守は当たり前。もっと自治の力を強める役割を持たずのほうか？</li> <li>・努力規定を町長の権限にて強制的に</li> <li>・条例を守るのではなく、より伸びていくような内容に</li> </ul>				
89		町民からの信託						
90		条例の理念の遵守						
91		二元代表制の意義						
92	役場、役場職員の役割	町民に信頼される身近な存在として(上を見ず、住民をしっかり見る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場の職員は、(上を見ずに、まず)まちを動かすときの主人公である町民の皆さんの目線や考え方を、高い夢を持ち、そして、今までの考え方にとられず、かつ生産性が高い仕事を行わなければなりません。</li> <li>・役場の職員は、町民のために日頃から勉強する努力を忘れず、町の未来まで見る考え方、町全体から物事を見る考え方、まちづくりのプロとしての考え方を、まちづくりの仕事を持っていかなければなりません。</li> <li>・役場職員は、公務員として、そして地域経営を担う一員として社会に貢献しなければなりません。</li> <li>・町長は、役場の課や係の枠にとられない仕事のやり方やその組織づくりをしなければなりません。</li> <li>・役場職員は、まずは住民の目線から物事を考え、その幸せを大きくすることを一番の目的とします。そのため、自治組織やその他のグループの皆さんとつながり、一緒に地域の問題を解決する努力をしなければなりません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こういう気持ちを持つのは職員</li> <li>・効率性という視点を入れる(生産性が高い仕事のやり方)</li> <li>・職員の幸せ</li> <li>・組織体制・組織文化を確立するには町長</li> <li>・執行機関という主語は？(法的な説明)</li> <li>・地公法の規定があれば、そこを体系化して記載</li> <li>・行政係→人材育成ビジョンとの絡み</li> <li>・人材育成ビジョンのものをほぼ網羅している。</li> <li>・地公法は、人事や職務規定のみ。</li> </ul>			ID92～：役場の職員の規範的な条項は基本条例として触れるべきではないと思う。役場は一つの組織体として長である町長の責務を明らかにすれば、おのずと職員の規範が浮き出されてくるはずである。	
93		町政を「長期視点」、「俯瞰視点」、「専門的視点」で経営する責務						
94		「高森町」の現状、個性や強みを活かして、独自性や創造力を磨く、そして高い志を持つ						
95		「町の顔」としての自覚						
96		基礎自治体としての在り方を常に考える						
97		町全体ビジョン、将来像、どんな町にしたいのかの明確化、そして説明責任						
98		多様性を認めるまちづくり						
99		持続可能なまちづくり						
100		誰もが安心して暮らせる、ずっと暮らしたいと思うまちづくり						
101		健全な財政						
102		外部との交流、組織内の横のつながり、そこからの人材育成						<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場は、同じ目的を持ち、同じような問題を抱えている他の市町村とつながり、解決していくことを進めます。</li> </ul>
103	議会の役割	日頃からの情報発信、議員活動が見えるように(透明化、情報発信)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会については「議会の基本的役割」「議会運営」「議員の責務」の3つを示すのが、トレンドになっています。</li> </ul>				
104		住民(個人、自治組織、各種団体、企業等)との対話機会の創出						
105		情報や人を横に(町民と、議員同士と、そしてそれを町長や役場へ)つなげる機会の創出と行動力						
106		住民と共に歩む議会						
107		自己研鑽						
108		他地域(団体や他市町村議会など)との交						
109		議員としての自覚と責任						
110		学習(政策立案能力)						
111		二元代表制の意義						

ID	①報告書項目	②報告書内容	③条文に語らせた主旨	④備考	⑤検討事項	参考条文等	⑥1216意見	⑦皆さんからの意見
112	行財政経営について	行財政経営 ①計画の原則 ②評価の原則 ③行財政改革の原則	※議会項目からは外す <b>行財政経営①「計画こそ基本！」原則</b> ・町長は、地方自治法にのっとり、町の将来像を明らかにし、これを確実に効率的に実現するために総合的な計画を定めます。町はこの計画に基づいて、町政を行わなければならない。 ・執行機関も議会も町民も、この計画の策定主体であり、責任ある担い手です。 ・計画の構成 将来像-政策-施策(-基本計画)-事務事業 →この計画は上記の「将来像-政策-施策(-基本計画)」の範囲まで議会の議決を経なくてはなりません ・この計画は町民の意思をしっかりと反映させるために、広く町民の参加を得て作ります。従って執行機関は、参加機会の保障と参加促進努力の義務を負います。 ・この計画は次の条件を持つようにします →将来像を実現するために、何をいつまでに誰がどのようにどの程度「行動する」のかが明らかになっている →計画・実行・評価・改善の循環工程による進行管理を行う。そのための仕組みが初めから導入されている →進行管理を通じて、計画の改善が必要な時は速やかに変更する ・特定の施策等に関する専門の計画(例えば環境基本計画や介護保険計画など)を作るときは、この計画の下に体系づけて作らなければならない ・町長は年度毎の行財政経営、予算編成や予算執行にあたっては、この計画に基づき各方針を定め、方針にそって施行します ・予算の編成や執行にあたっては、この計画の施策目的や目標に照らして、関連する事務事業の目的や成果を評価して改善・改廃をします			地自法第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。  (旧)地自法第2条の4 「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。		
113			<b>行財政経営②「評価の原則」</b> ・町長は、計画または施策および事務事業の評価に当たっては、それぞれの目的に照らして公平で客観的に実施するように努めます。同時に、評価の方法を改善・確立するように努めると共に、計画の実現や施策の目的達成に向けて、真に有効な活動や改善が促進されるようにします。  <b>行財政経営③「行財政改革推進の原則」</b> ・町長は、地方自治法第2条第14項の責務を果たすと共に、将来に分かって持続可能な行財政経営と、その改革改善に努めなければならない。 ・町長は、高森町の行財政改革や財政の状況を、広く分かり易く町民に公開するように努めます。また、理解が進むように説明に努めます。		※事務局作成 計画-実行-評価-改革改善、それぞれの段階への参加の権利、義務、役割 →参加とは？の定義の中でPDCAサイクルへの参加をいれこむか？	地自法第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。		
114	条例の見直し	条例の検証・見直し(手法、見直し期間)	・役場は、この条例をきちんと動かしていくために、この条例の目的などに沿って町が運営されているかどうかをきちんとチェックし、また見直しをするために委員会を作ります。 ・役場は、この条例がスタートした日から5年を超えないうちに、上記の委員会を開催し見直しのために話し合いを開きます。	・町が設置する ・委員会の基本的な役割・目的(進行管理なのか？改正の諮問委員会のようなイメージか？両方か？) ・委員会がどうタイミングで開催され ・それをうけてどのように動かすか？				
115	住民投票	住民投票※町長より		議会の議論が進まない中で時期尚早				
116	最高法規性		検討中					

**【総合的な意見】**

・全体的に「リーダーを育成する」ような視点の条例だと感じている。一方で、フォロワーシップも重要ではないか。リーダーシップを発揮することはできないが、リーダーが決めたことに対して、行動を起こすことで参加できる人もいる。そういうことに関する記述が出てくると良い。  
・目的とか想いなど…対話の中から本質を明らかにしようとする姿勢も必要か。